

令和 6 年度多面的消費者教育（普及啓発広報）
推進事業業務

業務仕様書

令和 6 年 2 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 名称

令和6年度多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業業務

(2) 目的

世代ごとに特色のある消費者トラブルの相談事例や解決方法について、テレビ、ラジオ、オンライン動画広告等を利用し、各世代に適した情報提供手段による広報を行うことにより、消費生活に関する正しい知識や的確な判断力が身に付くよう、効果的な普及啓発を行う。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

12,439,000円以内（税込）

(5) 業務内容

- ア テレビCMの制作・放送
- イ ラジオCMの制作・放送
- ウ フリーペーパーへの広告掲載
- エ 新聞紙への広告掲載
- オ オンライン（SNS）広告による広報
- カ デジタルサイネージ広告による広報
- キ 注意喚起啓発物品の制作
- ク その他、応募者が企画提案する広報・啓発業務（自由提案）
 （例：各広報媒体（雑誌、映画館等）への広告掲出、消費者教育教材の制作 等）
 ※ 備品（展示パネル、着ぐるみ等）については提案不可であること。

2 仕様詳細

(1) 必須事項

項目	世代ごとに特色のある消費者トラブルの事例や解決方法等			
	①全世代向け （消費者月間の 周知）	②若者（概ね18 ～29歳）向け	③成人一般 （概ね30～64 歳）向け	④高齢者（概ね 65歳以上）向け
テレビ CMの 制作・放 送 （30秒）	○ 70本以上	○ 110本以上	○ 110本以上	○ 110本以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・放送局は、IBC、TVI、MIT、IATの4局とし、極端に特定の放送局に偏らないようにすること。 ・放送回数は各局合計400回以上とし、①～④について各1種以上作成すること。 ・各年代への訴求を勘案した時間帯を選定すること。 ・動画構成を絵コンテ等により企画提案すること。 ・動画の内容等は、受託決定後に県と協議、調整を行うこと。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・制作した動画は、県がその目的を達成するための範囲内において、二次利用が想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。 ・それぞれの重点的放送期間は次のとおり ① 5月、「消費者110番」（令和6年5月28日）の周知も兼ねること。 ② 12～2月、「若年者の消費者トラブル110番週間」（令和7年1月20日～24日）に合わせた期間 ③ 6～8月 ④ 9～11月、「高齢者の消費者トラブル110番週間」（令和6年9月9日～13日）に合わせた期間 			
ラジオ CMの 制作・放 送 (20秒)	○	○	○	○
	30本以上	30本以上	30本以上	30本以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・放送局は、IBC岩手放送、エフエム岩手の2局とすること。 ・放送回数は各局合計120回以上とし、①～④について各1種以上作成すること。 ・各年代への訴求を勘案した時間帯を選定すること。 ・音源の内容等は、受託決定後に県と協議、調整を行うこと。 ・制作した音声は、県がその目的を達成するための範囲内において、二次利用が想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。 ・それぞれの重点的放送期間はテレビCMに準じる。 			
フリー ペーパ ーへの 広告掲載	○	○	○	○
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・いわにちリビング、ゆうゆう、シニアズ等 ・各年代への訴求を勘案した規格（サイズ）を選定し、①～④について各1種以上作成すること。 ・全世代向けとして、消費者110番（5月28日）の前の週に掲載すること。 ・若者向けとして、「若年者の消費者トラブル110番週間」（令和7年1月20日～24日）の前の週に掲載すること。 ・成人一般向けとして、9月～12月に多重債務弁護士無料相談の周知を図ること。 ・高齢者向けとして、「高齢者の消費者トラブル110番週間」（令和6年9月9日～13日）の前の週に掲載すること。 			
新聞紙 への広告 掲載	○	○	○	○
	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手日報 ・各年代への訴求を勘案した規格（サイズ）を選定し、①～④について各1種以上作成すること。 ・全世代向けとして、消費者110番（5月28日）の前の週に掲載するこ 			

	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者向けとして、「若年者の消費者トラブル 110 番週間」（令和 7 年 1 月 20 日～24 日）の前の週に掲載すること。 ・成人一般向けとして、9 月～12 月に多重債務弁護士無料相談の周知を図ること。 ・高齢者向けとして、「高齢者の消費者トラブル 110 番週間」（令和 6 年 9 月 9 日～13 日）の前の週に掲載すること。 			
オンライン（SNS）広告による広報	○	○	○	○
	5 月（2 週間以上）	3 ヶ月以上	3 ヶ月以上	3 ヶ月以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・YouTube、Facebook、X（旧 Twitter）等のオンライン（SNS）広告により、上記テレビCMを配信すること。 ・配信エリアは、岩手県とすること。 ・配信期間等は、任意に設定できるものとし、より多くの県民の目や耳に触れるような設定を提案すること。 ・SNS 広告の実施媒体は自由とするが、作成した動画の内容を広く周知するため、予算の範囲内で最大限の効果を発揮できると考えられる媒体を選択すること。 ・配信に係る各アカウントは原則として県が取得済みのアカウントを使用すること。なお、新規でアカウント取得が必要となる場合は、受託決定後に県と協議、調整を行うこと。 			
デジタルサイネージ広告による広報	○			
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡駅デジタルサイネージ広告により、②～④のいずれかのテレビCMを 1 ヶ月以上掲出すること。 ・掲出期間等は、任意に設定できるものとし、より多くの県民の目や耳に触れるような掲載期間を提案すること。 ・掲出期間及び動画の内容等について、受託決定後に県と協議、調整を行うこと。 			
注意喚起啓発物品の制作	<ul style="list-style-type: none"> ・全世代を配布対象とし、日常的に一定期間継続して使用可能な生活雑貨、文房具等を制作すること。 ・個数：2,000 個以上 ・デザイン：自由（但し、「消費者ホットライン 188」の文言は必須とすること。） ・納品場所 県民生活センター 			

（2）相乗効果が期待できる取組（自由提案）

上記業務に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画を提案すること。なお、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費を合わせ、委託料の上限額の範囲内とする。

【例】

- CM用に制作した動画、音源の其他媒体への効果的な活用
 - ・若年者向けに制作した動画の大学内デジタルサイネージ広告
 - ・成人一般向けに制作した動画の話題作でのシネアド広告
- 雑誌への広告掲載
- 高校・大学等での消費者教育で使用する教材の制作（短編・長編動画、短編アニメ、リーフレット等）
- 県内の企業・団体等とのコラボレーションによる展開 等

(3) その他

ア 県において行う事務

- (ア) 消費生活トラブルに関する相談事例及び解決方法等の情報提供
- (イ) までのすけ画像のデータ提供
- (ウ) その他、必要な指示、助言等

イ 受託者において行う事務

- (ア) 情報提供を効果的・効率的に達成することができる利用媒体の選定
- (イ) 啓発の実施時期・回数・内容等に係る企画立案
- (ウ) メディアとの連絡調整、啓発の実施
- (エ) 啓発内容に係る記録（DVD等電子媒体を含む）の提出

ウ その他

- (ア) 個別の広報内容、実施時期、実施期間等について、事前に県民生活センターと協議を行うこと。
- (イ) テレビCM及びラジオCMの二次利用については、一般消費者を対象とした県の出前講座、協力いただける小売店等での放映、放送等、県で実施する広報啓発事業において使用することを想定していること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、県に対し書面で再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記（1）のイにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記（1）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転す

るものとし、成果品等は、今後、県が自由に利用できるものとする。

その他、詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。